

1, 4 - ジオキサン等の大阪府域の使用実態について

1. 1,4-ジオキサン

(1) PRTR 法による府域の排出量及び移動量

大阪府域で 1,4-ジオキサン取扱量が年間 1 トン以上などの要件に該当し PRTR 法の届出があるのは、表 1 の 8 社である。平成 19 年度、平成 20 年度ともに公共用水域への排出量は 0kg で、下水道への移動量が平成 19 年度は計 11,000.2kg、平成 20 年度は計 18,270kg であった。

表1 1,4-ジオキサンの排出量及び移動量

(単位: kg)

事業場	業種	平成19年度							平成20年度								
		排出量					移動量		排出量					移動量			
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計
A社	化学工業	4.5	0	0	0	4.5	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	医薬品製造業	0	0	0	0	0	0	1,600	1,600	0	0	0	0	0	0	2,800	2,800
C社	化学工業	0	0	0	0	0	11,000	0	11,000	0	0	0	0	0	18,000	0	18,000
D社	化学工業	0	0	0	0	0	0	140,000	140,000	0	0	0	0	0	170	0	170
E社	化学工業	1.4	0	0	0	1.4	0	5,700	5,700	0.3	0	0	0	0.3	100	4,200	4,300
F社	化学工業	0	0	0	0	0	0.2	2,900	2,900.2	-	-	-	-	-	-	-	-
G社	化学工業	36	0	0	0	36	0	13	13	28	0	0	0	28	0	23	23
H社	金属製品製造業	1,700	0	0	0	1,700	0	0	0	1,200	0	0	0	1,200	0	0	0
合計		1,741.9	0	0	0	1,741.9	11,000.2	150,213	161,213.2	1,228.3	0	0	0	1,228.3	18,270	7,023	25,293

(2) 放流水質

上記 8 事業場を対象に実態調査を行ったところ、3 事業場から公共用水域への排出があり、採水結果は表 2 のとおりであった。

表 2 1,4-ジオキサンの取扱事業場への実態調査 (平成 22 年度)

事業場	業種	放流先	検出濃度 (mg/L)	調査日	備考
A社	化学工業	河川 (上水源)	0.006	6/23	生活環境保全条例届出事業場
B社	医薬品製造業	河川	0.72	6/29	水質汚濁防止法特定事業場
C社	化学工業	河川	0.013	11/17	同上、冷却水
		下水道	300		同上、工程排水
D社	化学工業	下水道	3.2	7/8	同上
E社	化学工業	下水道	0.010	6/29	同上
F社	化学工業	下水道	0.95	7/8	同上
G社	化学工業	下水道	0.89	6/23	同上
H社	金属製品製造業	下水道	0.49	6/28	同上

2. 1,1-ジクロロエチレン

(1) PRTR 法による府内の排出量及び移動量

1,1-ジクロロエチレンに関する PRTR 法の届出を表 3 に示す。平成 19 年度、平成 20 年度ともに公共用水域への排出量は 0.5kg で、下水道への移動量は 0kg であった。

表3 1,1-ジクロロエチレンの排出量及び移動量

(単位:kg)

業種	平成19年度									平成20年度								
	事業場数	排出量					移動量			事業場数	排出量					移動量		
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計
化学工業	2	263	0	0	0	263	0	200	200	1	130	0	0	0	130	0	40	40
下水道業	40	0	0.2	0	0	0.2	0	0	0	40	0	0.2	0	0	0.2	0	0	0
産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	3	0	0.2	0	0	0.2	0	0	0	3	0	0.3	0	0	0.3	0	0	0
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8	0	0.1	0	0	0.1	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	53	263	0.5	0	0	263.5	0	200	200	52	130	0.5	0	0	130.5	0	40	40

(2) 放流水質

平成12年度から平成21年度までの間の立入検査における1,1-ジクロロエチレン検出状況は表4のとおりであった。検出は2事業場(化学工業、金属製品製造業)のみで、その検出濃度は最大0.050mg/L(排水基準値0.2mg/L)であり、排水基準値の超過はなかった。

表4 1,1-ジクロロエチレンの検出状況(平成12~21年度)

年度	大阪府・政令市	
	検出回数/採水回数	検出濃度(mg/L)
H12	3/33	0.036 0.04 0.050
H13	3/25	0.020 0.020 0.002
H14	1/34	0.020
H15	1/12	0.020
H16	0/9	<0.002
H17	0/14	<0.002
H18	0/11	<0.002
H19	0/12	<0.002
H20	0/16	<0.002
H21	0/20	<0.002
計	8/186	

過去10年間、検出されなかった政令市の結果は含んでいない。

3. 塩化ビニルモノマー

(1) PRTR法による府域の排出量及び移動量

塩化ビニルモノマーに関するPRTR法の届出を表5に示す。平成19年度、平成20年度の公共用水域への排出量はそれぞれ22kg、36kgで、下水道への移動量はともに0kgであった。

表5 塩化ビニルモノマーの排出量及び移動量

(単位:kg)

業種	平成19年度									平成20年度								
	事業場数	排出量					移動量			事業場数	排出量					移動量		
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計
化学工業	2	13,190	22	0	0	13,212	0	0	0	2	10,150	36	0	0	10,186	0	0	0

4. 1,2-ジクロロエチレン

(1) PRTR 法による府域の排出量及び移動量

1,2-ジクロロエチレンに関する PRTR 法の届出を表 6 に示す。トランス-1,2-ジクロロエチレンに関する届出はない。シス-1,2-ジクロロエチレンの平成 19 年度、平成 20 年度の公共用水域への排出量はそれぞれ 20.4kg、23.7kg で、下水道への移動量はともに 0kg であった。

表6 1,2-ジクロロエチレンの排出量及び移動量 (単位: kg)

業種	平成19年度									平成20年度								
	事業 場数	排出量					移動量			事業 場数	排出量					移動量		
		大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計		大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計
下水道業	40	0	19.9	0	0	19.9	0	0	0	40	0	23.1	0	0	23.1	0	0	0
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	3	0	0.4	0	0	0.4	0	0	0	8	0	0.1	0	0	0.1	0	0	0
産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	8	0	0.1	0	0	0.1	0	0	0	3	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0
合計	51	0	20.4	0	0	20.4	0	0	0	51	0	23.7	0	0	23.7	0	0	0